

「知床半島中央部地区利用の心得」素案 (中央部地区の利用に当たっての留意事項、禁止事項)

はじめに

平成17年に世界自然遺産に登録された知床では、現在、知床に関わる多くの方々と共に「知床国立公園利用適正化検討会議」において、知床国立公園を「先端部地区」と「中央部地区」に区分し、両地区の望ましい保護と利用のあり方について調査・検討を進めています。

知床国立公園の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想とし、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る」ことを基本方針（平成13年度策定「知床国立公園の適正利用基本構想」）としています。

本「利用の心得」は、知床国立公園知床半島中央部地区（以下「中央部地区」という。別紙「中央部地区位置図」参照）の良好な自然景観と多様な生態系を適正に保全しつつ、利用者により良い自然体験を提供し、さらにより良い形で後世に引き継ぐため、「中央部地区」の利用に当たって利用者が留意すべき事項や禁止事項を定めたものです。

なお、本「利用の心得」は、特に必要性が高い留意事項・禁止事項についてとりまとめたもので、今後の利用実態や立入りによる自然環境への影響等をモニタリングし、その結果の解析・評価等のフィードバックにより、修正・補完等充実を図っていきます。

利用の心得

(10原則)

1. 動植物を大切に
2. 野生動物に餌を与えない
3. ゴミを捨てない
4. 静寂な自然環境を楽しむ
5. 食べ歩きを行わない
6. 歩道や登山道から踏み外れない
7. ヒグマ対策を万全に
8. 他の利用者や次に訪れる人々への思いやり
9. 安全で快適な利用のため、現地情報の事前入手
10. 地域の生活・文化・歴史を大切に

(細則)

1. 動植物を大切に

- 知床国立公園の自然環境が損なわれることのないよう、利用者は自然環境の保護に対する意識を高く持ち、自然環境への影響を軽減するよう努めること。
- 土石や植物を採取したり、傷つけたりしないこと。
- 岩石や立木等に落書きをしないこと。
- 枝条（木の枝等）の刈り払いを行わないこと。
- 野生動物の撮影や観察を目的として、野生動物の行動に攪乱を与える行為を行わないこと。
- 野生動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- 大木の樹洞や樹冠に大型の巣があった場合は、鳥類の営巣木の可能性があり、繁殖を妨げるおそれがあるので、近づかずに速やかにその場から遠く離れること。
- 交通規則を守り、エゾシカ・キツネ等野生動物の飛び出しに注意し、衝突事故防止に努めること。
- 夜間の動物観察利用に当たっては、ライトによる照射等で必要以上に動物を驚かしたり、追い立てる等の行為を行わないこと。
- ペットやその他の動植物を持ち込まないこと。
- 外来種を故意に持ち込まないこと。
- 外来種の持ち込みを防止するため、衣服・靴等に付着した種子等の除去に努めること。

2. 野生動物に餌を与えない

- 野生動物に餌を与えないこと。

3. ゴミを捨てない

- ゴミは埋めたり、燃やしたりせず全て持ち帰ること。

4. 静寂な自然環境を楽しむ

- 騒いだり、大きな音を出す等、静寂な自然環境の雰囲気壊すような行為は行わないこと（ヒグマとの遭遇・接近を避けるために行う行為を除く）。

5. 食べ歩きを行わない

- 歩道など野外利用に当たっては、ジュース類等ファーストフードの持ち込みや食べ歩きを行わないこと。

6. 歩道や登山道から踏みはずれない

- 歩道や登山道では、道を踏み外さないこと。また、木道が設置されている場所では木道上を歩くこと。
- ロープや柵が設置されている場所ではそれを超えて立ち入りを行わないこと。
- 湿原や高山植生等の脆弱な植生地や水際植生地への踏み込みを行わないこと。

7. ヒグマ対策を万全に

知床国立公園は、ヒグマの高密度生息地であり、常にヒグマに遭遇する可能性がある。さらに、野生動物の保護が厳重に行われているため、当地域のヒグマは人間を回避せず大胆に行動する個体も多く、北海道内の他の地域とは状況が大きく異なる。

したがって、リスクの軽減とともにヒグマの自然な行動形態を変化させないため、以下のことに十分に留意すること。

なお、ヒグマへの対処の仕方の細部については、知床自然センターのホームページ等に設けられている情報を事前に入手することが望ましい。

事故の未然防止

- ヒグマに対して絶対に餌を与えないこと。
- ヒグマ等の野生動物を誘引しないよう、野外での焼肉や食べ歩き、弁当殻やジュース缶等のゴミを捨てる等の行為を行わないこと。
- ヒグマの生息密度が特に高い場所や季節的にヒグマが集中する場所等、立ち入りを控えるよう指示された場所には立ち入らないこと。
- エゾシカや漂着した海獣類等の動物の死体があった場合は、ヒグマが餌付いている場合があり、餌を守ろうとするヒグマから激しい攻撃を受ける可能性があるため、不用意に近づかず、すみやかにその場を離れること。
- ヒグマと至近距離で不意に出会うことが事故の原因となることから、特に見通しの悪い植生地や場所では声を出さず等あらかじめ人の存在を伝えること。
- 常に周囲に気を配り、ヒグマの痕跡等に注意を払うこと。（特にサケ・マス遡上時期の河川等はヒグマが集まりやすい。）
- 夜間や薄明薄暮、濃霧の時等視界が効かない時には、突発的な遭遇が起こりやすいので、なるべく行動しないようにすること。
- 安全管理・事故防止のため、なるべく鈴やクマスプレーを携帯すること。

遭遇時の対応

- 進行方向にヒグマを目撃した場合は、ヒグマを刺激しないように引き返す等適切に行動すること。
- 食料やゴミを取られたり、人や食料に対して意図的に近づく個体が確認された場合は速やかに引き返すこと。（取られたものは取り返さないこと。）

事後処理

- ヒグマを目撃した際には、他の利用者のリスクの軽減のため、環境省自然保護官事務所（ウトロ・羅臼）、羅臼町役場または知床自然センターのいずれかに速やかに連絡すること。

8. 他の利用者や次に訪れる人々への思いやり

- 次に訪れる利用者が、知床国立公園ならではの自然体験が味わえるよう、利用の痕跡を残さないよう努めること。また、他の利用者の自然体験をそこなうような行為は行わないこと。

9. 安全で快適な利用のため、現地情報の事前入手

○ 利用に当たっては、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターで安全対策（ヒグマ出没による歩道利用規制、危険箇所・残雪状況等）及び適正利用対策（マイカー規制、自然情報等）等に関する最新の現地情報の入手に努めること。

○ 冬期間の雪上利用に当たっては、極めて厳しい気象条件下にあることから、事前に気象情報や雪崩等の危険区域等安全対策に関する情報を入手し、事故防止に万全を期すること。

○ 自然ガイド等の「事業者」は、日頃から情報の収集等に努め、本「利用の心得」に関する利用者への啓発・教育に心がけ、行動に責任を持つこと。

c

10. 地域の生活・文化・歴史を大切に

○ 海産物の採取や漁業活動・施設（コンブ干場、定置網、番屋施設等）に立ち入る等、漁業活動に支障を与える行為を行わないこと。

[知床連山地域に関する特記事項]

(事前準備)

- ① 自己の体力・健康状態と自然条件等を勘案し、余裕のある日程の計画を立てること。
- ② 行き先、日程等は家族等にも知らせておくこと。また、登山や立ち入りに際して、関係機関等への手続が必要な場合は、事前に済ませておくこと。
- ③ 防寒着や食料等の装備は十分に用意すること。また、事故防止のための装備を備えること。
- ④ 万が一の遭難事故が発生した場合には、地元関係者に多大な迷惑をかけることになることを十分に認識し、保険加入等の対応に万全を期することとし、事故発生に際しての対応策についても十分に検討しておくこと。
- ⑤ 不測の事態発生等を考慮して、単独行動は原則として避けること。

(ヒグマ対策)

- ① 野営の際には、ヒグマに関わる事故を避けるため、テント場、調理・食事の場所、及び食料保管場所をそれぞれ十分に離して設け、テント内に食料を持ち込むことは厳に避けるとともに、食料やゴミは絶対にクマに取られないよう「ヒグマ対策用携帯食料保管容器（フードコンテナ）」（フードロッカーが整備されている野営指定地ではフードロッカー）の中に厳重に保管すること。
- ② 臭いが強い食料や持ち物はヒグマを誘引し、危険である。食料や持ち物はできるだけ臭いが発生しないものを選定すること。

(たき火)

たき火は行わないこと。

(野営)

- ① 定められた場所以外での野営は行わないこと。また、ロープ等で野営場所が定められている場所では、ロープを超えて野営を行わないこと。
- ② 野営地での行動についても、踏み付け等により周辺植生に影響を与えないよう配慮すると共に、できるだけ利用の痕跡を残さないように努めること。

(ゴミ・排水、排泄物等の処理)

① 石けんや洗剤は使用しないこと。

② 食料品は、事前に無駄な包装等は取り除いておくこと。また、調理や後片づけに際して極力汚排水が出ない食料の選定や手法をとる等自然環境への影響を少なくすること。

③ 携帯トイレを携行し、排泄物や使用した紙類は持ち帰ること。また、水源や湿原等脆弱な植生地では排泄しないこと。

④ 日帰り登山利用の場合は、できるだけ登山口等で用を済ますこと。

(その他)

目印（デポ旗、テープ等）の設置等は極力避け、設置する場合は回収すること。

別紙 自然公園法に基づく国立公園内の規制対象行為

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	[1]工作物の新築、改築、増築 [2]木竹の伐採 [3]鉱物や土石の採取 [4]河川、湖沼の水位・水量の増減 [5]指定湖沼への汚水の排出等 [知床国立公園では知床沼、知床五湖、羅臼湖] [6]広告物の設置等 [7]指定する物の集積又は貯蔵 [8]水面の埋立等 [9]土地の形状変更 [10]指定植物の採取等 [知床国立公園ではチングルマ等245種を指定] [11]指定動物の捕獲等 [知床国立公園は指定なし] [12]屋根、壁面等の色彩の変更 [13]指定する区域内への立入り [知床国立公園は指定なし] [14]指定地域での車馬乗入れ [知床国立公園では特別地域全域(道路、畑等を除く)] [15]政令で定める行為 [該当なし]
	特別保護地区	特別地域の行為に加え [1]木竹の損傷 [2]木竹の植栽 [3]家畜の放牧 [4]物の集積又は貯蔵 [5]火入れ、たき火 [6]木竹以外の植物の採取等 [7]動物の捕獲等 [8]車馬等の乗り入れ [9]政令で定める行為 [木竹以外の植物の植栽、植物の播種] [動物の放逐(家畜の放牧を除く)]

届 出 を 要 す る 行 為	特別地域(事後)	[1]特別地域の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	特別地域(事前)	[3]指定地域での木竹の植栽・家畜の放牧 [知床国立公園は指定なし]
	特別保護地区(事後)	[1]特別保護地区の指定時における既着手行為 [2]非常災害のために必要な応急措置
	普通地域 [知床国立公園は 海域のみ]	[1]大規模な工作物の新築、改築、増築 [2]特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 [3]広告物の設置等 [4]水面の埋立等 [5]鉱物や土石の採取 [6]土地の形状変更 [7]海中公園地区の周辺部における海底の形状変更 [知床国立公園では海中公園地区の指定なし]

知床半島中央部地区位置図

